

小松市告示第83号

小松市いろどりサロン活動支援補助金交付要綱をここに公表する。

令和6年9月1日

小松市長 宮橋 勝栄

小松市いろどりサロン活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市いろどりサロン活動支援補助金の交付に関し小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、自力で地域の高齢者サロンに行くことが困難な高齢者のための集い・通いの場の運営を支援することにより、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態を予防し、かつ、地域における多様な支え合いの体制づくりと交流の場の創出を推進することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 次の全ての要件に該当するサロン（以下「いろどりサロン」という。）の運営に対し、小松市いろどりサロン活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(1) 市内に住所を有する者であって、かつ、自力で地域のサロンに行くことができない高齢者（以下「利用対象者」という。）を対象として行うこと。

(2) 提供するサービスの内容 次のすべての要件に該当すること。

ア 利用対象者が体操、運動、レクリエーション、趣味的活動、社会貢献活動等を通じた交流を行う機会を提供し、もって当該利用者の介護予防に資すること。

イ 利用対象者が地域の一員として、自身の力を発揮しつつ自立した日常

生活を送ることができるように支援すること。

ウ 利用対象者が要介護状態になることを予防するために有効な生活習慣等を学ぶ機会を提供すること。

エ 地域住民の参画を得る等，地域資源を活用して行うこと。

オ 高齢者総合相談センターと連携の上行うこと。

(3) 運営の形態 次の全ての要件に該当すること。

ア 地域の公民館，公共施設，介護サービス事業所等の空きスペース等で行うこと。

イ 週1回程度の頻度で定期的かつ継続的に行うものとし，年間40回以上実施するものであること。ただし，年度途中で事業開始し，又は，年度途中で事業終了した場合は，この限りではない。

ウ 1回あたりの実施時間は，90分以上とする。

エ 1回あたりの参加人数は，原則として5人以上とする。なお，参加人数が15人以上の場合は，5人を最低参加人数として実施回数を増やすことができる。

オ 実施時に1人以上のスタッフを配置すること。

カ 運営をサポートするボランティアを活用していること。

キ 利用対象者に対し，いづれサロンの実施場所への送迎を行うこととし，送迎の起点及び終点は，利用者の自宅又は利用者が歩行可能な範囲内にある場所とすること。

ク 運営及び活動の内容を明らかにするため，いづれサロンの開催の都度，次に掲げる事項を日誌等（以下「活動記録」という。）に記録すること。

① 開催日時

② 従事したスタッフの人数等（ボランティアを含む。）

③ 参加者（利用対象者のうち当該サロンに参加した者をいう。以下同じ。）の氏名

④ 活動内容

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、小松市内で介護サービス事業を実施している法人とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 人件費 企画・運営・利用調整等、事業実施のために必要な人件費をいう。
- (2) 報償費 ボランティア、講師等（法人以外の者に限る。）に対する謝礼をいう。
- (3) 旅費 講師等（法人以外の者に限る。）への交通費をいう。
- (4) 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費をいう。
- (5) 役務費 郵便料、電話料、通信料及び損害保険料をいう。
- (6) 使用料及び賃借料 会場使用料、介護予防のための機械器具等の使用料をいう。
- (7) その他、事業の実施に必要であると市長が認める経費

- 2 補助金の交付対象者が消費税の課税事業者（簡易申告方式で申告している法人及び消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第三に規定する公益法人等で特定収入割合が5%を超えることが確実な法人を除く。）である場合、前項の交付対象経費は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた金額とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額であって、1年度当たり60万円を上限とし、予算の範囲内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中から補助対象事業を開始した場合又は年度の途中で補助対象事業を中止した場合は、前項に規定する補助金の額を12で除した額に、当該年度内に補助対象事業を実施した月数を乗じて得た額以内の額とする。

(交付決定に付す条件)

第7条 市長は、補助金の交付に関する規則第7条の決定に同条各号の条件を付すものとする。

(手続きに関する規則の適用)

第8条 市長は、補助金の交付申請から補助金の額の確定までにつき、規則第5条から第14条までの規定を適用し、規則第16条の規定は適用しない。

2 市長は、第5条第2項の規定に該当するときは、補助対象経費に消費税等が含まれていないことから、規則第17条本文の規定を適用しない。

3 市長は、規則第9条の規定による変更申請を認めるものとする。

(様式)

第9条 市長は、規則の規定にかかわらず、次の各号の補助金の交付申請等の手続に関する様式をそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則第5条の交付申請 小松市いろどりサロン活動支援補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 規則第9条の変更申請 小松市いろどりサロン活動支援補助金交付変更(中止・廃止)申請書(様式第2号)

(3) 規則第13条の実績報告 小松市いろどりサロン活動支援補助金実績報告書(様式第3号)

(個人情報の保護等)

第10条 補助事業者は、いろどりサロンにおける個人情報の取扱いについて留意の上適正に取り扱うものとし、この事業が終了した後においても同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
氏 名
※署名又は記名・押印
連絡先

小松市いろどりサロン活動支援補助金交付申請書

小松市いろどりサロン活動支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の実施期間
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
氏 名
※署名又は記名・押印
連絡先

小松市いろどりサロン活動支援補助金交付変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け小松市指令第 号をもって補助金の交付の決定があった事業の内容を変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付決定済額 金 円

2 変更後申請額 金 円

3 変更の内容

4 変更（中止・廃止）の理由

5 添付書類

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
氏 名
※署名又は記名・押印
連絡先

小松市いろどりサロン活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け小松市指令第 号をもって補助金の交付の決定があった事業は、次のとおり完了したので報告します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の精算額 金 円
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類